第3編 震災対策編

第1章 震災予防計画

川本町における周到でかつ十分な震災予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 地震災害に強い町土づくり

地震による被害を予防し、その影響範囲を局所化し、最小限に止められるよう、地震災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、地盤災害、建築・公共土木施設災害及びライフライン・ 交通施設災害等を予防するための各種事業等の安全対策を推進するとともに、老朽化した社会 資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものと する。

2 震災応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

地震災害発生直後の初動段階、避難救援期における応急対策を効果的に推進するための各種 応急対策活動体制及び活動要領等を整備しておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や震災時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、地震警報及び被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。また、地震、火災等に対応する避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料等生活必需 品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

そして、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等について、住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

3 防災教育の推進

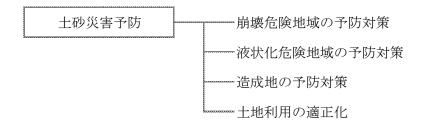
地震災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約(障害)を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、NPO・災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、避難行動要支援者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 土砂災害予防

地震による被害は地盤によって大きく異なる。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、町域の地形、地質、自然特性及び災害特性を十分に把握し、最も適した土地利用を計画的に実施する必要がある。しかし、地盤による危険性の高い地域にも高度な土地利用が行われているのが現状である。このため、今後適正な土地利用を推進するとともに、地震災害時の崩壊危険地域や液状化危険地域等の被害を軽減するための諸対策を実施していく。

施策体系図



1 崩壊危険地域の予防対策

(1) 地すべり災害の防止対策

通常の地すべりは緩斜面に多く、地層の移動が継続的かつ緩慢であるが、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。 そこで、次の対策を促進する。

ア 地すべり危険箇所の把握、周知

県は、国土交通省及び農林水産省関係の地すべり危険箇所調査により危険箇所の把握に努めている。そのうち、地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域)及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し、又は助長、誘発のおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものが「地すべり防止区域」として指定されている。本町の地すべり危険箇所は資料編のとおりである。

イ 地すべり防止対策工の実施

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域においては、地すべり等防止法に基づき重要度に応じ、順次その防止工事を実施する。

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑

止工があり、状況に応じてそれらの工事を実施していく。

なお、未指定箇所にかかる危険箇所については、危険度等に応じ指定の促進を図るとと もに、対策工事を実施する。

ウ 警戒体制の確立

(7) 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険 箇所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に対しての観測体 制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト施策(地すべり 監視施設、情報機器の整備等)により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。

現在、砂防課ホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるため、これらのシステムを十分に活用し、地域住民の認識を高める。

(4) 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災 害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、危険度の高い急傾斜地に対しては「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、危険度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査の促進を図る。

イ 崩壊防止対策の実施

- (7) 急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為を制限し、急傾斜地崩壊対策 事業の促進を図る。
- (4) 町は県と連携し、急傾斜地の資料を整備し、地域防災計画に組み込み、周辺住民等に 周知徹底を図る。特に、町は、周辺住民に対し、急傾斜地崩壊危険箇所及び指定避難 所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努める。

急傾斜地崩壊対策工事は、避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設を優先する。

ウ 警戒・避難体制の整備

(7) 地震時の災害発生防止のため、危険度の高い急傾斜地の周辺では危険性を示す標識の 設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施する。また、必要に応じて防災措置の 勧告や改善命令等を行う。

- (4) 危険地域の住民においても、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。
- (ウ) 町は、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災 害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

エ 住宅移転の促進等

町は県と連携し、災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、住宅・建築物安全ストック形成事業(がけ地近接等危険住宅移転事業)の促進を図る。

(3) 土石流災害の予防対策

ア 土石流危険渓流の砂防指定地

危険度の高い渓流に対しては「砂防法」に基づいて砂防指定地に指定し、総合的な対策 の実施を図る。また、危険度の把握のため定期的に土石流危険渓流の調査の促進を図る。

イ 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地に対しては、土石流対策として、砂防工事を実施するほか土砂災害防除のための立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

砂防工事は、指定避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を 優先する。

ウ 警戒体制の確立

- (7) 地震による災害発生防止のため、危険度の高い渓流の周辺で保全・管理に関する住民への周知・指導を実施する。
- (4) 町は、土砂災害防止法に基づき地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、その計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

エ 住宅移転の促進等

町は県と連携し、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災 害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認めながらその所有者等 が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれ が大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

(4) 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流等の急傾斜地の崩壊等により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生ずるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

県は、土砂災害特別警戒区域において、住宅宅地分譲や要配慮者関連施設建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可し、町又は県は居室を有する建築物は、作用すると想定される力に対して建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。また、県は土砂災害の発生するおそれが急迫しており住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれの大きい建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

ア 土砂災害警戒区域における対策

(ア) 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画に おいて、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を 図る。

- a 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、 住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体 制に関する必要な事項
- b 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避 難訓練の実施に関する事項

(イ) ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し 住民に周知する。

イ 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

- (ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全 であるかの建築確認を行う。

(ウ) 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転 等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

- (エ) 移転者への資金等の支援(住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成 事業による補助)
- (5) 震災後の土砂災害の予防対策

震災後は地盤が緩んでいるため、風水害等の他の自然条件でも土砂災害が発生しやすくなるので、崩壊危険地域の点検、降雨時の土砂災害警戒情報発表暫定基準を策定している。

2 液状化危険地域の予防対策

(1) 液状化現象の調査研究

沖積層の堆積している地域ではその地質と地下水の条件により、地盤の液状化現象が発生 し、建築物や地下埋設物に対して被害をもたらす可能性がある。

町は県と協力して、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、当該地域における危険度分布予測をはじめとする調査研究を実施し、その結果の住民への普及に努める。

(2) 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して、次の工 法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ、施設設備に反映させる。

ア 土木施設構造物

土木施設構造物(道路施設、河川施設及び橋梁等)の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は次のとおりである。

- (ア) 地盤改良による工法
 - a 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
 - b 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法(サンドコンパ

クション工法等)

- c 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- d 地盤に凝固剤を撹拌混合する固化工法(深層混合処理工法)
- e 地盤内に砕石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等(グラベルドレーン工法)
- (イ) 構造物で対応する方法
 - a 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
 - b 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても、建築物が大きな被害を受けないよう建築物の耐震化工法を施しておくことも重要である。

地盤に液状化の可能性がある場合は、次の対策工法が有効である。

- (ア) 置換え、締め固め、固化等の有効な地盤改良を行う。
- (4) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎やベタ基礎とする。
- (ウ) 基礎杭を用いる。

ウ地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの対策工法の概要は次のとおりである。

- (ア) 管路に施す工法
 - a 既存施設の技術的改良

既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、耐震性の低い施設については既設管の 補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。

- b 新設管の耐震化
 - ・ 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定 を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
 - ・ ダクダイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
 - ・ 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。
- (4) 地盤改良工法

前記 ア 土木施設構造物 (ア)に同じ。

(3) 液状化ハザードマップ等の作成及び住民への周知

県は、地震災害の軽減を図るため、液状化被害の危険性を示した図など、町が液状化ハザードマップの作成に必要な各種データの提供に努める。

町は、液状化被害の危険性を示した図等に避難場所など、地震が発生したときの円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した液状化ハザードマップを作成し、住民へ周知するよう努める。

3 造成地の予防対策

(1) 災害防止に関する指導

造成地に発生する災害の防止は都市計画法、建築基準法及び土砂災害防止法においてそれ ぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認、特定開発行為の許可の審査並びに当該工 事の施工に関する指導監督を通じて行う。

また、造成後は、巡視等により違法開発行為の取締り、定期的な巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地 については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

また、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限って許可する。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成を予定する土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

4 土地利用の適正化

(1) 土地条件の評価

ア 土地自然情報の整備

地形、地質、地盤、河川、土地利用の変遷、災害履歴及び植生等の自然災害に関連する情報を収集・解析し、適正かつ安全な土地利用の推進に資する。

イ 災害強度評価の実施

前記アの情報を用いて、対象とする土地の地震に対する強度をいろいろな観点から評価 し、その結果に基づいた適切な土地利用や対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、防災カルテや防災マップ等の形で公開していくこととする。

ウ 情報の公開

上記で整備する土地自然に関する情報や評価結果について、広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化事業の推進に資する。

(2) 土地利用の誘導、規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法、さらに土砂災害防止法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 建築物等災害予防

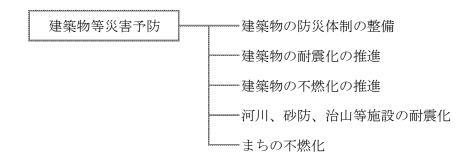
建築物の構造上の安全性については、建築基準法等によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、地震は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、地震に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の耐震化、不燃化に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅 灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落 橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性 の確保を図るものとする。

施策体系図



1 建築物の防災体制の整備

(1) 関係団体等との協力体制の整備

災害対策活動を行う技術者の確保や技術の開発・実施方策等について、平素より建築関係 団体等との協力・支援体制を整備し、情報交換等を行う。

(2) 災害予防意識の啓発

地震に対する建築防災に関して、情報の提供や広報活動、講習会の開催及び相談窓口の設置等を行い、住民の意識啓発を図る。

また、各種の助成制度を活用して民間住宅の耐震化を促進する。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 防災上重要な施設の耐震化

町は、防災上重要な施設について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修等による安全性 の確保を図る。

(2) 不特定多数の人が利用する建築物の耐震化

劇場・駅等不特定多数の人が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設について、耐震診断・耐震改修の実施を促進する。

(3) 人的被害の防止措置

町は、多数の人が通行する道や通学路及び災害時の避難路に面して設置されているブロック塀や看板・建物飾りが地震の際倒壊又は落下、建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。この際、町及び県は、地震により人的被害が発生するおそれがある場合は、その管理者に対して倒壊や落下防止の措置を講ずるよう指導する。

(4) 災害廃棄物の発生への対応

町及び県は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとし、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(5) 各種データの整備保全

町及び県は、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ(戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)の整備保全を行う。

(6) 社会福祉施設の耐震化の促進

社会福祉施設の耐震化を推進するため、耐震性が把握されていない民間社会福祉施設(昭和 56年の新耐震基準導入以前に建築された施設)を対象に耐震診断を実施する場合の経費助成制度を活用して耐震診断を促進する。

3 建築物の不燃化の推進

(1) 密集住宅地等の不燃化の促進

老朽化した木造建築物等が密集する地区は、大規模地震時に大火災となるなど防災上危険な状況にあり、このような地域については建築物の不燃化を特に推進する必要がある。

(2) 消火活動困難地域の解消

町は、市街地の不燃化事業、都市構造改善事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により、道路・空地を確保・拡充し、老朽木造住宅密集市街地及び消火活動困難地域の解消に努める。

(3) 延焼遮断帯等の整備

町及び県は、広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯の整備や空地等の確保により、火災の延 焼防止を図る。

(4) 消防水利・防火水槽等の整備

町は、消防力の基準等に照らし、消防施設等の充足状況を勘案するとともに、住宅密集地 等の火災に対応できるよう、各種事業により、貯水槽等消防水利の整備を推進する。

(5) その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動が可能になるように消防活動路の確保について検討する。 また、防災活動拠点施設等の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

4 河川、砂防、治山等施設の耐震化

(1) 河川

町内には、江の川があり、破堤による危険性がある。

県が河川堤防の耐震点検を行ってきたが、これらの対策を行うとともに、河道改修を行い、 安全性の向上を図る。また、水防情報システム等により、的確な情報収集を行い、出水に迅 速に対応出来る体制とする。

(2) 砂防等施設

島根県は急峻な山地が多く、また全県が特殊土壌地帯で、地質的にも降雨による侵食を受けやすく、土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等の対策を積極的に実施してきた。

しかし、地震による地山のゆるみの増加に伴い、土砂災害の危険性が一層高まることが予想 されており、町は施設整備を一層推進するとともに、警戒避難体制の確立を図る必要がある。

ア 砂防対策

砂防施設の整備により、避難路・避難場所等の保全を一層推進する。また、地震直後の 土石流危険渓流の点検体制の整備及び、砂防ダムへの地震計の設置や、雨量計等の観測機 器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体 制の周知徹底を図る。

イ 地すべり防止対策

地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性がある。そこで町は、県が実施する総合的な地すべり防止対策工事に協力するとともに、地域住民の協力のもと、地すべり防止区域の指定の促進を図る。また、順次対策事業を推進する。さらに、地震直後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧水等の観測体制を整えると共に、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

ウ 急傾斜地崩壊防止対策

危険度の高い急傾斜地に対しては、県が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し、対策工事を推進する。町も地震直後の急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図るとともに、地震による災害の未然防止のため、急傾斜地の周辺に危険性を示す標識の設置や、住民への危険に対する啓発活動の実施、或いは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令を行うなど警戒体制の確立を図る。

工 治山施設

山腹崩壊地、荒廃渓流、山地災害危険地区の治山施設の整備により、山腹崩壊、土石流から被害の防止を図る。一定規模以上の治山ダムにおいては地震荷重を考慮する。既設の

治山施設については、定期点検、緊急点検を実施し、亀裂や洗掘を発見した場合には、早 急に補修する。

(3) ダム

ア 現況

町外には中国電力が運営管理する浜原ダムがあり、建設目的は発電等である。建設に関しては河川管理施設等構造令をはじめとした諸設計基準により設計しているが、耐震設計については同法令に基づき「震度法」により設計している。設計条件を上回る地震時に堤体や付属施設等に予期せぬ自体が生じた場合はダムの下流域に甚大な被害を及ぼすことも考えられる。ダム放流に関する通報連絡系統は**資料**のとおりである。

イ 予防対策

次の事項に関してダム管理者である中国電力に対して注意喚起、指導する。

- (7) ダム設計に関する諸資料を整備し、平常時の維持管理の徹底
- (4) 老朽化、漏水、諸設備の故障などの早期に発見して安全性を考慮して必要な修理及び対策
- (ウ) ダム下流地域の災害を未然に防ぐため、放流時における情報の伝達体制並びに伝達設備を整備する。

地震の観測については、ダム周辺の地震の情報を収集する。

(4) ため池

町内には多くの農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。 それらは、地震に対する安全性が考慮されていない場合が多く、地震の際に決壊の危険があ り、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害をおよぼすおそれがあ る。

町は、老朽化し、安全性に不安のある農業用ため池については、耐震化や統廃合など抜本 的な改修や減災対策への支援を行う。

なお、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれの あるため池は、防災重点農業用ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。また、ハ ザードマップ等を作成し、町を通じて地域住民等に周知する。

5 まちの不燃化

(1) 「防災まちづくり計画」策定の推進

町が主体となって行う防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の町レベルの対策及び住 民が中心となって行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等 について、基本的な方針、具体的計画、進め方を定めた「防災まちづくり計画」の策定を推 進する。

(2) まちの防災構造化の推進

町は、地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災 空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動 の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不 燃化といった多様な整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策を積極的に推進していく。

(3) 公園等の整備

ア 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

イ オープンスペースの整備・確保

農村公園(笹遊里)は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と 憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時に おいては避難地として防災上重要な役割を持っている。町及び県は、それらの整備を推進 する。また、必要に応じ、下水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機 能を強化する。

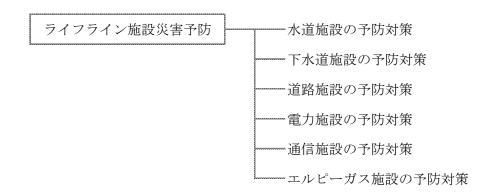
ウ 共同溝等の整備

町、県及び国は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

第3節 ライフライン施設災害予防

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障をきた すとともに避難生活環境の悪化等をもたらす。町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用 水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設 の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確 保を進めるものとする。

施策体系図



1 水道施設の予防対策

- (1) 未整備地区の拡張工事や簡易給水施設の設置により、普及率100%を目指す。
- (2) 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。
- (3) 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (4) 水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に施設の耐震化を推進する。
 - ア 貯水、取水、浄水施設等、水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造をふまえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。
 - イ 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的 に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに 継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。
 - ウ 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備又は耐震化する。
 - エ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
 - オ 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮

断弁を整備するよう努める。

カ 指定避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 整備計画に基づき、対象区域の施設整備を計画的に推進する。
- (2) 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (3) 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの 確保に努める。

3 道路施設の予防対策

(1) 道路ネットワークの整備

緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、町内の各地域を結ぶ道路網として、川本 〜美郷間の主要地方道川本波多線改良工事の早期完成や、川本〜邑南間を結ぶ道路の整備促 進を県に要望し、町内の道路ネットワークの構築を目指す。

(2) 30分都市連携軸の充実

町の各地域の中心部と近隣の大田市、美郷町、邑南町等を約30分で結ぶ道路の改良整備によって、30分都市連携軸の充実を図り、これらの都市との連携を強化し、医療等の機能補完を図る。

- (3) 集落における生活道路の充実
 - ア 町道のうち、未改良・未舗装の部分については、集落間を結ぶ道路等、整備の必要性・ 緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。
 - イ 地震により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。
 - ウ 橋梁については、施設の定期的な点検を行い、緊急性の高いものから、落橋防止対策や 橋脚の補強工事等により、耐震性を確保する。

4 電力施設の予防対策

町は、必要に応じて中国電力ネットワーク(株)が行う予防対策に協力する。

5 通信施設の予防対策

町は、必要に応じてまげなねっとかわもとをはじめとして必要に応じて西日本電信電話㈱や 携帯電話事業者が行う予防対策に協力する。

6 エルピーガス施設の予防対策

町は、エルピーガス販売事業者の行う予防対策に協力する。

7 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種 多様かつ多量の災害情報が発生する。 このため、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報 を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(1) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

町及び県(防災部消防総務課)は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、 事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、 整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い災害時に的確に使用できるよう日常業務 または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時 及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓 練を定期的に実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県(防災部防災危機管理課)は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、 その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に かんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

8 災害発生時の応急体制の整備

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な 応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相 互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

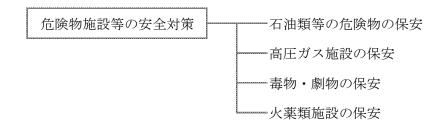
イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを 作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、 他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4節 危険物施設等の安全対策

石油類等の危険物、火薬類、高圧ガス又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに 災害の原因となるとともに、災害を拡大させる重要な要因ともなるおそれがある。このため、地 震発生に係る緊急措置の徹底を図るとともに、消防本部等の行うこれらの施設への立入検査、従 事者に対する取扱いの指導及び訓練等の予防対策に協力し、災害の防止に万全を期する。

施策体系図



1 石油類等の危険物の保安

- (1) 立入検査の実施
 - ア 県及び消防本部は、危険物施設(製造所、貯蔵所、取扱所)に対して立入検査を実施し、 法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するな ど、災害防除の見地から貯蔵、取扱い等の厳正を期し、十分な監督指導を行う。
 - イ 移動タンク貯蔵所 (タンクローリー) による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性があるため、県、消防本部及び関係機関は連絡を密にして立入検査を実施する。
- (2) 自主保安体制の確立についての指導 県及び消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規程の作成、 自衛消防組織等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

2 高圧ガス施設の保安

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令(高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ア 定期自主検査を行い、必要事項を保存
- イ 防災設備の維持管理、整備及び点検

- ウ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

3 毒物・劇物の保安

(1) 立入検査の実施

県及び消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物・劇物の貯蔵量に対応 する設備、火災予防管理及び火災防御の指導を行う。

(2) 耐震対策の強化・指導

県及び消防本部は、事業者に対して次の指導を行う。

- ア 研修会等での耐震教育の徹底
- イ 立入検査時の耐震措置及び施設の耐震化の指導
- ウ 毒物・劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- エ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- オ 治療方法を記した書類の整備

4 火薬類施設の保安

(1) 保安指導、保安教育

県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく、保安検査・立入検査等により地震に対する適正な保安管理を指導する。

(2) 自主保安体制の確立

火薬類取扱事業所は、災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ア 火薬類の所有(占有)者は、年2回以上定期自主検査を実施
- イ 緊急時の関係機関に対する通報体制の確立
- ウ 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ 防災訓練の実施や災害対応マニュアルの作成

第5節 防災体制の整備

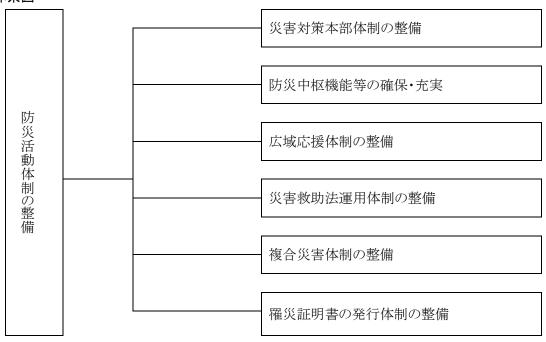
震災時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、 充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。

このため、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

町は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努め、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えておくものとする。

また、町、県は避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地 等の有効活用を図るものとする。

施策体系図



1 災害対策本部体制の整備

風水害対策編と同様(第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)

- 2 防災中枢機能の整備
 - 風水害対策編と同様 (第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)
- 3 広域応援体制の整備

風水害対策編と同様(第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照)

4 災害救助法等の運用体制の整備

風水害対策編と同様(第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)

5 公的機関等の業務継続性の確保

風水害対策編と同様(第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)

6 複合災害対策

風水害対策編と同様(第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)

7 罹災証明書の発行体制の整備

風水害対策編と同様(第2編第1章第6節 防災体制の整備 参照)

第6節 情報管理体制の整備

地震発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

施策体系図



- 1 情報通信設備の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第7節 情報管理体制の整備 参照)
- 2 通信設備の習熟
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第7節 情報管理体制の整備 参照)
- 3 島根県総合防災情報システムの活用
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第7節 情報管理体制の整備 参照)
- 4 総合防災情報システムの運用体制の充実
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第7節 情報管理体制の整備 参照)
- 5 震度情報ネットワークシステム

県内全 19 市町村 59 箇所(県設置分 53 箇所、気象庁設置分 2 箇所、防災科学技術研究所設置分 4 箇所)に設置する震度計の観測震度を収集・伝達するシステムで、国(消防庁)及び市町村の初動体制の早期確立を目的として整備されており、また、その情報を気象庁に提供することにより、気象庁が発表する震度情報等に活用している。なお、気象庁が発表対象としている震度観測点には、県がシステムで収集するもののほか、気象庁及び防災科学技術研究所が設置するものが含まれている。

5 注意報・警報等伝達体制の整備

- (1) 気象庁は、地震・津波に関する予報及び警報等に加えて、より詳細な図画情報を迅速に送るよう防災情報提供システムを整備した。
- (2) 関係機関においては、地震・津波に関する情報が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう、予報及び警報等取扱責任者を定めるとともに伝達体制の整備を図る。
- (3) 町、県、報道機関等は、相互に協力し、地震・津波に関する予報及び警報等の伝達徹底については、必要がある場合、あらかじめ協定を結び、その円滑化を期するものとする。

また、伝達徹底のため、非常の場合の無線通信の利用(電波法第74条、災害対策基本法第 57条)についても考慮し、体制の整備を図る。

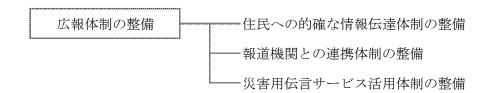
第7節 広報体制の整備

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施 や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や 情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進す る。

町は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、IP告知放送、ホームページ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ワンセグ等、Lアラート(災害情報共有システム)を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとと もに情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

施策体系図



- 1 住民への的確な情報伝達体制の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照)
- 2 報道機関との連携体制の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照)
- 3 災害用伝言サービス活用体制の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第8節 広報体制の整備 参照)

第8節 避難体制の整備

大規模地震発生時における避難者の収容のため、町は、事前に避難場所、また避難場所へ向かう避難路等について、震災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、 誘導体制等について定めておく。

また、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備 等に努めるものとする。

施策体系図 遊難体制の整備 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知 整備 応急仮設住宅確保体制の整備

1 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等の代表者・嘱託員等を 通じて、避難組織の確立に努める。

なお、指定避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備 に努める。

また、町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

- ア 避難指示等の判断・伝達マニュアルで定めた避難指示等の基準及び伝達方法
- イ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 避難地への経路及び誘導方法
- エ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置
 - (4) 給食措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、生活必需品の支給

- (オ) に対する応急救護
- (カ) 要配慮者の救護
- オ 指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 指定避難所入所中の秩序保持
 - (4) 指定避難所生活者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難生活者に対する各種相談業務
 - (対) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要配慮者への配慮、ペットについての配慮、その他避難場所における生活環境の確保
- カ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項
 - (7) 指定避難所
 - (4) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
- キ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (ア) 平常時における広報
 - a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行
 - b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
 - (イ) 災害時における広報
 - a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じての広報
- ク 避難行動要支援者の避難支援に関する事項
 - (ア) 避難行動要支援者への情報伝達方法
 - (4) 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
 - (ウ) 避難行動要支援者の支援における市町村、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担
- (2) 防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。町は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。

ア病院

病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、 避難 (入院) 施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実 施方法等に留意する。

イ 社会福祉施設等

高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した 上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難(入所)施設の確保、保健、衛生対 策及び給食等の実施方法等に留意する。

ウ 不特定多数の者が出入りする施設等

スーパー等、不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や 人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示 伝達の方法等に留意する。

(3) 学校等の避難計画

町は、所管する学校等が地震の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。震災後は、通信手段の途絶が予想されるので、複数の通信手段を準備し、児童及び生徒(以下「児童等」という。)の安全な避難を支援できるように努める。

学校等においては、多数の<mark>児童等</mark>を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難対策を立てる。

ア 防災体制の確立

(ア) 防災計画

地震災害が発生した場合に児童等の生命の安全を確保するため、毎年度防災計画を作成する。計画作成に当たっては、授業中、休憩時間、校外活動、放課後、登下校時等を想定した地震発生時における教職員の参集体制、初動体制(児童等の安全確認、校内外との連絡体制、施設の安全確認等)、指定避難所の運営に係る体制等について、具体的に作成しておく必要がある。

また、地震発生時、児童等が自らの判断で一次避難ができるように防災教育を充実させるとともに、二次避難に当たっての連絡体制の整備等には、特に留意する。

なお、震災後は電話等の連絡手段が途絶することが予想されるため、災害発生時の児 童等の引き渡し方法等、学校の防災計画についてPTA総会等の場や、学校の広報紙等 を利用し、あらかじめ保護者の理解を得ておく必要がある。

(4) 防災組織

学校等においては、様々な場面を想定した教職員の参集体制・地震発生直後の初動体制・応急教育の立案・実施、指定避難所の運営等について、教職員個人の役割分担を明確にしておく必要がある。

また、校長等が不在の場合も想定し、指揮系統を作成しておくことが重要である。

(ウ) 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物理的側面から、その本来の機能を充分発揮するよう適切に行う。特に、施設及び設備の管理は次の事項に留意する。

a 日常点検の実施

敷地・施設内を日常点検し、危険箇所の把握に努めるとともに、避難経路の障害物を撤去するなどの対策を講じておく。

b 安全点検日

毎学期1回以上「安全点検日」を定めて、防災の視点からすべての施設及び設備を 各担当者がチェックする。

(エ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため、ガス器具類やストーブ等の防火管理に万全を 期する。

イ 避難誘導

学校等は、授業中、休憩時間、放課後、登下校時・校外活動時等、災害の発生時間帯別における児童等の行動パターンを想定し、状況に即応した的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるように、児童等に避難方法・避難路を周知徹底するとともに、それぞれの場面での教職員の役割分担を明らかにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育 所等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

2 避難誘導体制の整備

※風水害対策編と同様(第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照)

3 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

※風水害対策編と同様(第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照)

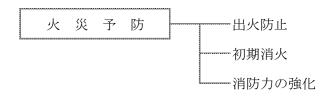
4 応急仮設住宅の確保体制の整備

※風水害対策編と同様(第2編第1章第9節 避難体制の整備 参照)

第9節 火災予防

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。

施策体系図



1 出火防止

(1) 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。そのため、耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底等、防災教育を推進する。

また、電熱器具、電気器具、屋内外配線を出火原因とする火災が発生する場合があるので、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後は、ブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

(2) 現状と短期計画

地震が発生したらガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及している。また、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及している。

今後、出火防止措置の徹底等、防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電 火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2 初期消火

(1) 全体計画

地震発生時は、同時多発火災が予想され、消防本部は全力をあげて消防活動を展開するが、 限界があることから地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による 消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防本部と一体となった地震火災防止の ための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

町及び県は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有

等に努めるものとする。

(2) 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は十分とは言いがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3 消防力の強化

(1) 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、消防本部は、震災対策として化学消防車、はし ご付き消防ポンプ車、救助工作車等特殊車両の整備及び耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポン プ、備蓄倉庫等の諸施設を整備していく。

また、広域消防相互応援協定に基づき、大規模災害に対する備えを強化する。

(2) 現状と短期計画

震災対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。また、緊急消防援助隊を中心 に、応援及び受入れを円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

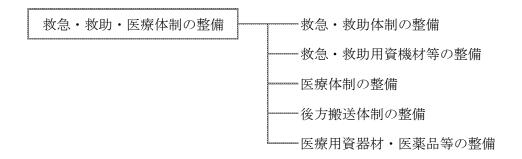
第10節 救急・救助・医療体制の整備

地震災害時は、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、必要な体制の整備に努める。

また、平成23年度に整備した広域災害救急医療情報システム (EMIS) の操作等の研修・訓練を定期的に行うものとし、具体的な手続き等は島根県災害時医療救護実施要綱によるものとする。

施策体系図



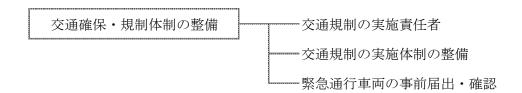
- 1 救急・救助体制の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照)
- 2 救急・救助用資機材等の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照)
- 3 医療体制の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照)
- 4 医療用資器材・医薬品等の整備
 - ※風水害対策編と同様(第2編第1章第10節 救急・救助・医療体制の整備参照)

第11節 交通確保・規制体制の整備

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

施策体系図



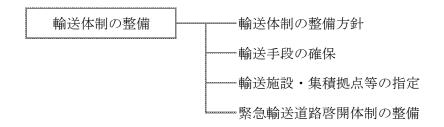
- 1 交通規制の実施責任者
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第11節 交通確保・規制体制の整備参照)
- 2 交通規制の実施体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第11節 交通確保・規制体制の整備参照)
- 3 緊急通行車両等の事前届出・確認
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第11節 交通確保・規制体制の整備参照)

第12節 輸送体制の整備

町は、他の道路管理者と連携し、震災応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、場外離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

施策体系図



1 輸送体制の整備方針

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照)

2 輸送手段の確保

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照)

3 輸送施設・集積拠点等の指定

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照)

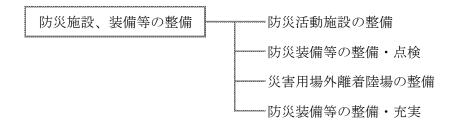
4 緊急輸送道路啓開体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第12節 輸送体制の整備参照)

第13節 防災施設、装備等の整備

大規模地震災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、あわせて町内に災害用場外離着陸場を整備する。

施策体系図



- 1 防災活動施設の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)
- 2 防災装備等の整備・点検
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)
- 3 災害用場外離着陸場の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)
- 4 防災装備等の整備・充実
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第13節 防災施設、装備等の整備 参照)

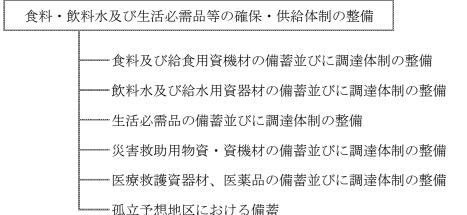
第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

地震災害時においては、食料、飲料水、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、応急 給水資機材、通信機器及び防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素より必要器 材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達、輸送が可能な体制を確保する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

あわせて、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるとともに、内閣府の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録にも努めるものとする。

施策体系図



1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照)

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・ 供給体制の整備 参照)

3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備 参照)

4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・ 供給体制の整備 参照)

5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・ 供給体制の整備 参照)

6 孤立予想地区における備蓄

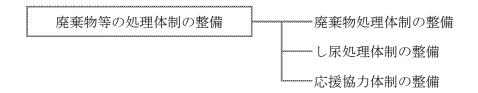
※風水害対策編と同様 (第2編第1章第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・ 供給体制の整備 参照)

第15節 廃棄物等の処理体制の整備

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により、廃木材やコンクリート殻類等大量の災害廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を来し、し尿処理の問題が 生ずる。特に、多くの被災者が生活している指定避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置 が必要となる。

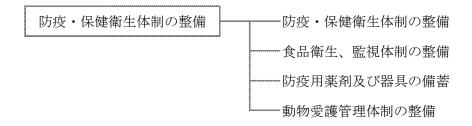
このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。



- 1 廃棄物処理体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)
- 2 し尿処理体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)
- 3 応援協力体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第15節 廃棄物等の処理体制の整備 参照)

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

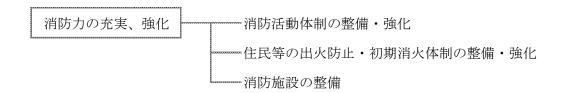
地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生体制等を整備しておくとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。



- 1 防疫・保健衛生体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照)
- 2 食品衛生、監視体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照)
- 3 防疫用薬剤及び器具の備蓄
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照)
- 4 動物愛護管理体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第16節 防疫・保健衛生体制の整備 参照)

第17節 消防力の充実、強化

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や住宅地の状況によっては甚大な被害をもたらす。地震火災による被害をできるだけ少なくするため、出火防止等に万全を期する。



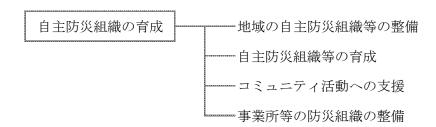
- 1 消防活動体制の整備・強化
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照)
- 2 住民等の出火防止・初期消火体制の整備・強化
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照)
- 3 消防施設の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第17節 消防力の充実、強化 参照)

第18節 自主防災組織の育成

大規模地震発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

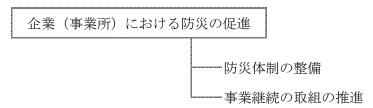


- 1 地域の自主防災組織等の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)
- 2 自主防災組織等の育成
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)
- 3 事業所等の防災組織の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第18節 自主防災組織の育成 参照)

第19節 企業(事業所)における防災の促進

企業(事業所)には、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとし、町及び県は、企業(事業所)における防災組織の整備や事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定等を推進する必要がある。

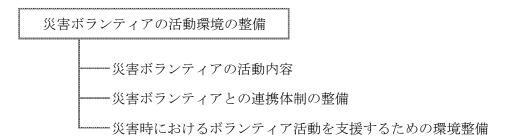
また、あらかじめ商工会、商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。



- 1 防災体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第19節 企業(事業所)における防災の促進 参照)
- 2 事業継続の取組の推進
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第19節 企業(事業所)における防災の促進 参照)

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。県及び町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織(ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。



- 1 災害ボランティアの活動内容
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照)
- 2 災害ボランティアとの連携体制の整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照)
- 3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第20節 災害ボランティアの活動環境の整備 参照)

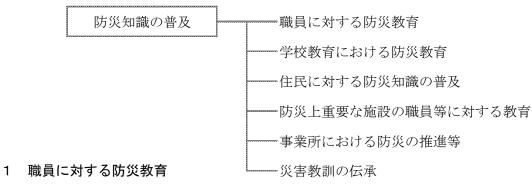
第21節 防災知識の普及

地震災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

防災教育に関しては、第1編第1章第7節「地震被害想定」の結果、及び平成7年阪神・淡路 大震災、平成12年鳥取県西部地震、平成23年東日本大震災(東北地方太平洋沖地震)をはじめ全 国各地で発生した地震災害による教訓・課題を最大限反映した防災教育とする。



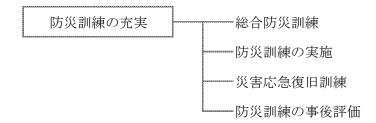
- ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)
- 2 学校教育における防災教育
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)
- 3 住民に対する防災知識の普及
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)
- 4 防災上重要な施設の職員等に対する教育
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)
- 5 事業所における防災の推進等
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)
- 6 災害教訓の伝承
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第21節 防災知識の普及 参照)

第22節 防災訓練の充実

町は、地震災害予防の万全を期するため、震災時の初期消火、避難等を住民が身をもって体験できるよう、実践的な防災訓練の実施に努める。

応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

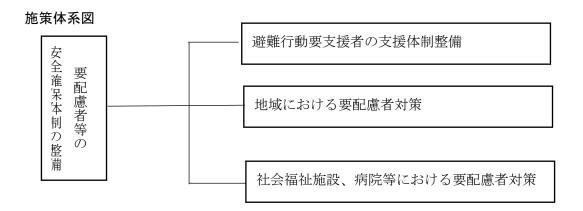


- 1 総合防災訓練
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第22節 防災訓練の充実 参照)
- 2 防災訓練の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第22節 防災訓練の充実 参照)
- 3 災害応急復旧訓練
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第22節 防災訓練の充実 参照)
- 4 防災訓練の事後評価
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第22節 防災訓練の充実 参照)

第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

地震災害発生時には、児童(乳幼児を含む。)、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、 病弱者(難病患者を含む)、高齢者、妊産婦、外国人、観光客・旅行者など災害に際して必要な 情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動 要支援者は、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら災害から避難 行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る。



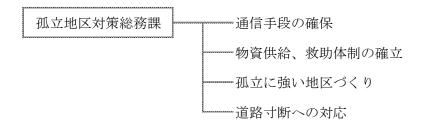
1 避難行動要支援者名簿

※風水害対策編と同様 (第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照)

- 2 個別避難計画
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照)
- 3 地域における要配慮者対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照)
- 4 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備 参照)

第24節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。



- 1 通信手段の確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)
- 2 物資供給、救助体制の確立
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)
- 3 孤立に強い地区づくり
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)
- 4 道路寸断への対応
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第1章第24節 孤立地区対策 参照)

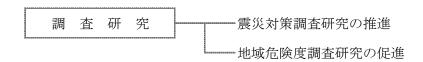
第25節 調査研究

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、自然科 学、社会科学等様々な分野からの調査研究が重要となる。

このため、地震被害とその対策のあり方等について、総合的、科学的に調査・研究することが 必要である。

町においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的 確に把握するための防災アセスメントの実施について検討するものとする。

施策体系図



1 震災対策調査研究の推進

(1) 被害想定に関する調査研究

震災に関する総合的な被害想定は、震災対策を有効に具体化するための目標を設定することを目的とするため、実際の災害により近いことが適切である。したがって、被害想定調査は、工学的、実験実証等をおりまぜた、科学的な想定とし、対策の万全を確保するため最悪の条件下における災害を考慮して行う。

また、地震による被害が、どこでどの程度の規模で起こりうるかを究明し、応急対策の事前準備の指標とするとともに、被害の発生要因を検討し、改善事項を指摘してとるべき予防対策及び応急対策に資するものとする。

県では平成22年度から平成24年度の3カ年にわたり島根県地震被害想定調査を実施し、9つの想定地震に対する被害予測を行った。

なお、被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に 応じ想定項目の追加、見直しを図るものとする。

(2) シミュレーション訓練手法の開発

実践的なシミュレーション訓練の実施要領(訓練の想定条件やシナリオの付与方法、シミュレーション訓練テーマの抽出方法、訓練参加組織間の連携・調整方法等)、並びに訓練により得られた結果を防災施策に反映する方法を研究する。

(3) その他の調査研究

過去の災害記録の作成、資料化・データベース化に係る調査研究等

2 地域危険度調査研究の促進

町は、今後、防災アセスメント*1の実施について検討する。実施後は、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル(集落単位、学校区単位)でのきめ細かな地区別防災カルテ*2等の作成を積極的に推進するものとする。

その他、地震被害軽減のための各種調査研究が求められる。

(注)

- *1 防災アセスメント: 当該市町村等の地形分類資料等による航空写真判読や過去の災害 履歴等の資料をもとにした調査により、地域の災害危険性を総合的・科学的に明らかに する作業
- *2 地区別防災カルテ:防災アセスメントによって得られた災害危険地図に住家や防災施設を加え、コミュニティレベルでの総合的危険度を判別しうる大縮尺の防災地図

第2章 震災応急対策計画

川本町における迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 活動体制の確立に関する対策

地震による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急 対策を実施するため、町、県及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必 要がある。

そのため、町は町職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等を設置し、情報管理体制等を迅速に確立する。必要に応じて、県や他の市町村・消防機関への広域応援要請、県を通じた自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化する。また、災害救助法の適用により、救助体制を確立する。

2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

地震災害発生直後において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、地震警報及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、地震火災、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急・救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者(難病患者を含む)、障がい者、児童・ 乳幼児、妊産婦、外国人等避難行動要支援者への支援に留意する。

3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

地震災害による被害が一段落した状況のもとで、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定 を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策 を推進する。また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び燃料等生活必需品等を供給す るため、備蓄物資を活用するほか、年齢・性別によるニーズの違いや要配慮者に配慮しながら、 必要物資を調達する。

さらに、地震災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備自体は、地震発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。このほか、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

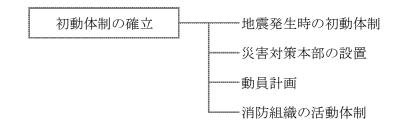
第1節 初動体制の確立

町域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一次的な防災機関として応 急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置等、 災害初動体制を確立し、被害の拡大を防止するため災害応急対策活動を実施する。

町災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

また、町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

施策体系図



1 地震発生時の初動体制

(1) 初動体制の整備

地震災害は突然襲来する災害であり、被災直後には行政としても組織だった行動をとることが困難であり、混乱した状況が発生することが予想される。そのため被災直後の初動体制について検討し、突発的な災害発生時における緊急行動基準等の体制を整え、初期の応急活動を実施する。

(2) 初動能力の確保

地震災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材 の保持、技術研修を推進する。

また、住民の希望者や職員に対し、応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的に実施し、初動能力の向上と保持を図る。

■人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度	■人の体感・行動、産内の状況、産外の状況				
階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況		
0	人は揺れを感じないが、地 震計には記録される。	-	-		
1	屋内で静かにしている人の 中には、揺れをわずかに感 じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の 大半が、揺れを感じる。眠っ ている人の中には、目を 覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	_		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大き く揺れ、棚にある食器類は 音を立てる。座りの悪い 置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動 車を運転していて、揺れに 気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、 物につかまりたいと感じ る。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、 書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落 ちることがある。電柱が揺 れるのが分かる。道路に被 害が生じることがある。		
5強	大半の人が、物につかまら ないと歩くことが難しいな ど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちること がある。固定していない家 具が倒れる ことがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半 が移動し、倒れるものもあ る。ドアが開かなくなるこ とがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。		
6強	立っていることができず、 はわないと動くことができ ない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。		
7	揺れにほんろうされ、動く こともできず、飛ばされる こともある。	固定していない家具のほと んどが移動したり倒れたり し、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。		

■地盤	•	斜面	等0)状況
- Lo m		ᄴ	TT V	ノベハノルム

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生するこ
5強	電表於1や微小恒次とが生しることがある。	とがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強		がけ崩れが多発し、大規模な地
7	大きな地割れが生じることがある。	すべりや山体の崩壊が発生す
1		ることがある※3。

- ※1 亀裂は地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、 地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮 き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成される ことがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

■木造建物(住宅)の状況

震度	木造建物(住宅)		
階級	耐震性が高い	耐震性が低い	
5弱	_	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられること がある。	
5強	_	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	
6 弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	
6強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	

- (注1)木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2)この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁 (ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況で も、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- (注3)木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年) 岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

■鉄筋コンクリート造建物の状況

震度	鉄筋コンクリート造建物			
階級	耐震性が高い	耐震性が低い		
5強	_	壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・ 亀裂が入ることがある。		
6弱	壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・ 亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・ 亀裂が多くなる。		
6強	壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・ 亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。		
7	壁、梁(はり)、柱等の部材に、ひび割れ・ 亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾く ものがある。	壁、梁(はり)、柱等の部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。		

- (注1)鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね 昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向 がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、 必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の 耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- (注2)鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび 割れがみられることがある。

■ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター (マイコンメーター) では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道 路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供 給が停止することがある。

■大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器等が大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッ シング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災等が発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プール等、大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁等、 構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れ たりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達 して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる ことがある。

2 災害対策本部の設置

川本町の地域に地震災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、必要があると認めると きは、「川本町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として、災害対策本 部(以下「本部」という。)を川本町役場内に設置し、関係機関と協力して災害の防御、救助、 警備その他災害の応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

庁舎が被災し、本部を設置できない場合は悠邑ふるさと会館を代替場所とする。

(1) 本部の設置及び廃止

本部の設置及び廃止は、町長(本部長)の指示により決定する。

ア 設置基準

本節3「動員計画」に定める第2次体制をとったとき。

- イ 廃止基準
 - (7) 地震災害に係る危険性がなくなったと認めたとき。
 - (4) 地震災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めたとき。
- (2) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行うものとする。ただし、町長が不在で、連絡が 取れない場合の意思決定については、①副町長 ②総務財政課長 ③総務財政課長補佐の順 位により、行うものとする。

(3) 本部の組織(風水害対策編 第2編第2章第1節 初動体制の確立 別表1、2参照)

ア 本部長(町長)

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長(副町長、教育長)

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員(各部長・議長・消防団長・消防副団長・消防署員) 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

工 本部会議

本部会議は、地震災害が発生し、又は地震災害が発生するおそれがある場合において、地震災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

- (ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 本部会議の会務は、本部長が総理する。
- (ウ) 本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

才 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策上必要と認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を設置することができる。

- (7) 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。
- (4) 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。
- カ 本部各班の構成及び事務分掌 本部各班の構成及びそれぞれの事務分掌は、別表2のとおりである。

3 動員計画

災害応急対策活動に必要な職員の動員計画は次のとおりとする。

(1) 動員の実施機関

本部長の命により各班長が行い、各班に調整の必要があるときは、本部長が行う。

- (2) 職員の動員
 - ア 各班長は各班の実情に応じた動員の方法をあらかじめ定めておくものとする。
 - イ 職員の招集は電話、急使、その他の方法による。
 - ウ 職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると自ら判断した場合は、自主的判断により直ちに登庁する。(消防団員と役場職員を兼務している者は、役場職務を優先する。)

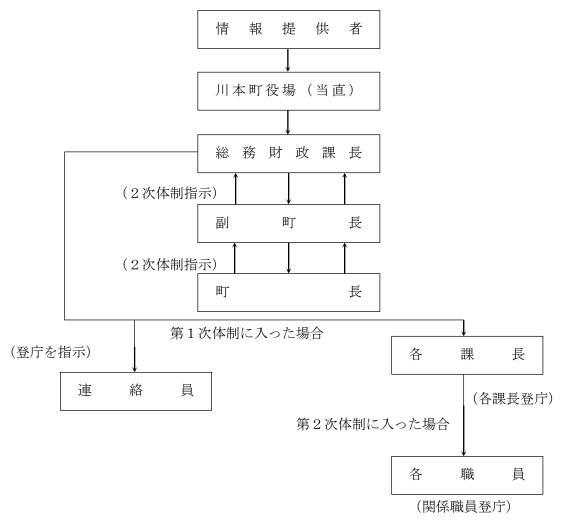
(3) 動員配備体制

-1 -142	, דווידין מוע טבו		
体		災害警戒本部体制	災害対策本部体制
制制	準 備 体 制	第1次体制	第2次体制
時	1 町域で震度3の地震が観 測された場合 2 その他必要と認める場合	1 町域で震度4の地震が観 測された場合 2 その他必要と認める場合	1 町域で震度5弱の地震が 観測された場合 2 その他必要と認める場合
期			
決	1 自動的に本体制をとるも のとする。	1 自動的に本体制をとるも のとする。	1 自動的に本体制をとるも のとする。
定	2 総務財政課長が決定する。	2 副町長が状況を町長に報告し、町長が決定する。	2 町長が決定する。
動	1 各課長は、職員の動勢を把握し、第1次体制の準備を行	1 関係各課長は、防災活動に 従事する。	1 各班は全面的に防災活動を行う。
員	う。 2 関係各課は、災害情報の収	2 第2次体制の準備を行う。 3 時間外には、2名以上の総	2 直接災害に関係のない職 員にあっては、班長の指示に 従いいつでも防災活動がで
内	集連絡を行う。 3 時間外は、総務財政課職員 及び各課長は自宅待機とす	務財政課職員を役場内に連絡員として配備する。 4 全職員自宅待機とする。	きるよう待機する。 3 時間外にあっては全課長
容	る。		を動員し、必要に応じて関係 職員を動員する。
動			
員	総務財政課 若干名	総務財政課 地域整備課	おおむね全職員を対象に編成
人	地域整備課 若干名	各課・室・局長	災害対策本部設置
員			

(4) 職員の自主参集

町域に震度3以上の地震が発生した場合、(3)に基づき、町は準備体制~第2次体制のいずれかの体制を自動的にとるものとする。このため、職員は、震度4以上の地震が発生したときには、配備指令を待たずに自主的に参集するものとする。特に、震度5以上の地震が発生したときには、すべての職員が自主参集しなければならない。

(5) 時間外における動員伝達



(6) 伝達の方法

時間内の伝達は口頭、電話とし、時間外は電話、使走による。緊急を要する場合は防災行 政無線による放送による。

4 消防組織の活動体制

(1) 消防組織の初動体制

消防機関及び消防団は、大規模地震災害発生時に一次的な責任を有する機関の一つである。 そのため、地震発生直後の人命救出活動等において率先して地域住民の救助活動等に協力 出来る初動体制を確立する。

(2) 消火活動体制

地震による火災は地震の規模、発生時期、時間帯、気象条件等によって発生件数、延焼拡

大要素も大きく変わることから、消火活動については、時間経過による火災状況に応じた部 隊の投入、優先活動の実施、延焼阻止線の設定等柔軟な対応が出来る体制を確立する。

(3) 救助·救急活動体制

地震発生時においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により広域的に多数の救助・救急事案が発生することが予測される。一方、傷病者を収容すべき医療機関も建築物の倒壊、医療機の破損、ライフラインの機能停止等による診療機能の低下、さらには救急車等の出動、傷病者の搬送についても交通渋滞等による道路障害によりその活動が制約されることが予測される。

そのため、民生部局、衛生部局、保健所、医師会、歯科医師会、医療機関、日本赤十字社、警察等関係機関との協力・連絡体制を確保し、消防職団員による救助活動、衛生部局との連携による救護所の開設、医療機関への搬送等、迅速、的確な救助・救急活動を行う体制を確立する。

(4) 消防広域応援体制(県)

地震被害が数市町村の区域にまたがる場合は、県災害対策本部が情報収集・分析を積極的に 行い、消防組織による広域応援活動が有効に実施されるように総合調整を図る。

被害が複数の市町村の区域にまたがり、又は市町村のみの消防力をもっては対処することが出来ない場合は、消防組織法第39条の規定に基づく市町村間の相互応援又は消防組織法第43条の規定に基づく非常事態の場合の知事の指示により、県内の広域的な消防応援を実施する。

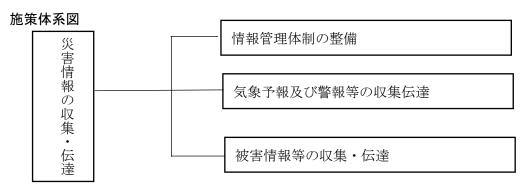
また、災害の規模、緊急度に応じて、消防組織法第44条に基づき、知事を通じ緊急消防援助隊の応援やヘリコプターによる広域航空応援等を消防庁長官へ要請するとともに受入体制を確立する。

第2節 災害情報の収集・伝達

町は、地震発生時において適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、防災関係機関との緊密な連携のもとに迅速かつ的確に被害状況等の収集、伝達活動を行う。

町、県及び防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡を取ること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

その際、避難行動要支援者、災害によって孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮説住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。



1 情報管理体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 初動体制の確立)

2 地震に関する情報の発表、伝達及び種類

(1) 発表基準

ア 県内で震度1以上を観測したとき。

イ その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。

(2) 種類及び内容

ア 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

情報の種類 発表基準		情報の内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報・注意報を発表した 場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動が あるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加

震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
その他の 情 報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多 発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等 を発表
推計震度分布 図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード 7.0 以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)及びその規模 (マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発 表。
長周期地震 動に関する 観測情報	· 震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

イ その他、気象庁の提供資料

地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台 等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの 現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度4以上を観測(ただ し、地震が頻発している場合、その都度の	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が 初動期の判断のため、状況把握等に活用できるよ うに、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び 津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	発表はしない。) 以下のいずれかを満たした場合に発表する ほか、状況に応じて必要となる続報を適宜	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表し、 地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料
	発表 ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で) 震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項や その後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動 の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地 域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取 りまとめた資料。
管内地震活動図	· 定期(毎月初旬)	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の各地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
島根県の地震	・定期(毎月)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災 に係る活動を支援するために、毎月の島根県の地 震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を 示す資料。
週間地震概況	・定期(毎週金曜)	気象庁本庁、管区気象台及び沖縄気象台が発表する、防災に係る活動を支援するために、週ごとの各地方の地震活動の状況をとりまとめた資料。

(3) 震度情報ネットワークシステム

県は、地震による被害状況を早期に把握し、迅速な初動活動を実施するため、県内の各市 町村に計測震度計を設置し、市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁 に発信することになっている。

また、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を、総合防災情報システムを利用 し、各市町村・消防本部、県及び国の関係機関等に提供する。

さらに整備された震度計の震度情報を有効活用する観点から、松江地方気象台とオンライン接続し、気象庁の震度計の震度情報と同等の品質管理が行えるものについて、気象庁が発表する震度情報に含めて発表することとなった。

島根県震度情報ネットワーク (県設置) 県庁防災 各市町村 庁舎(防災担 センター室 計測震度計 震度階級 消防庁 当課) 4以上の 全国市町村 53箇所 震度情報 の震度4以上 地 当該市町 のデータ 震 村の計測 全市町村 値表示 の計測値 (防災料学研究)設置) 発 収集 ・震剪ង級 計測震度計 ・震理器 生 ・計測震度 計測震度 震剪階級1以上の震剪情報 •最大加速 ·最大加速 4 箇所 気象庁 度 等 度 等 Φ (気象庁設置) 計測震度計 大 阪 19市町村 松江地方 管 X (59箇所) 2箇所 気 象 台 気象台 市 町 村 \leftarrow 県総合 防災 情報システム \leftarrow 防 本 部 総合防災情報システム 消 防災航空管理所 民間報道機関等 県 関 係 機 関 NHK松江 国関係機関 放送局

3 被害情報の収集・伝達

(1) 被害情報の収集・伝達系統

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

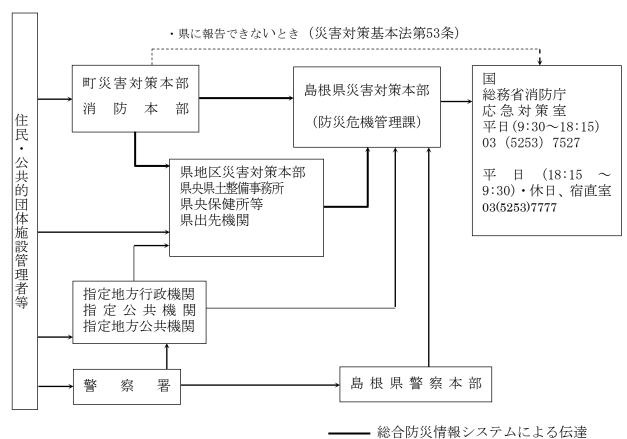
関

係

住

民

そのため、町をはじめ防災関係機関は、地震災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。



情報の収集・伝達系統

(2) 被害情報の収集把握

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害 応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、県は、総合防災情報システムの 活用を基本として、以下に示す可能な限り多様な方法による情報収集に努める。

- ア 自治会長、消防団分団長から電話、使送等により被害報告を受ける。
- イ 参集職員から参集途中の状況を聴取する。
- ウ 住民からの通報を受ける。

なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを覚知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する

(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

ア 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(ア) 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、 災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(イ) 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の 変動に従ってできる限りその都度行う。

(ウ) 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、 災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正 確を期する。

(3) 調查事項

所定の被害報告様式の内容について調査する。

(4) 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害(行方不明者の数を含む。)、 建築物被害、農地被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害に ついては、判定基準(2)による。

判定基準(1)

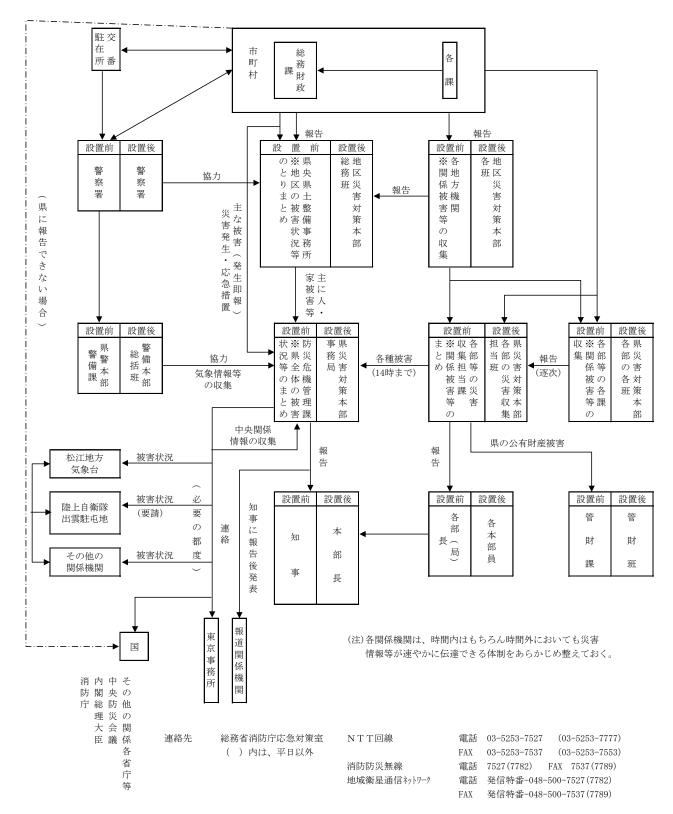
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 初動体制の確立 参照)

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 初動体制の確立 参照)

4 災害状況の通報及び被害状況報告

災害状況通報及び被害状況報告の系統図



(1) 被害の取りまとめ及び報告

ア 町から県への報告

各課は、被害の調査結果を定められた時間に総務財政課に提出するものとする。総務財政課長は、被害状況を取りまとめるとともに、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた範囲から町長に報告し、県総合防災情報システム等により直ちに県に連絡する。特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)又は県に連絡する。

- (ア) 各所掌事務に係る報告は、所轄各課に対し所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。
- (4) 災害発生即報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課(本部設置後は事務局)及び県央県土整備事務所に報告する。

ただし、システムによる報告ができない場合は FAX または電話による。

- (対) 被害状況の報告に当たっては、可能な範囲で現場写真などの画像資料を添付する。
- (エ) 被害規模を早期に把握するため、町は情報(119番通報が殺到する状況等)を積極的 に収集し、報告する。

イ 町から国への報告

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町 は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるように なった後の報告については県に対して行う。

地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合、町は、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、迅速性を最優先として可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合、市町村は、第一報後の報告についても引き続き消防庁に対して行う(第3直接即報基準)。

ウ 報告の種類及び時間等

区別	報告內容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生	①災害の発生状況	町→県央県土整備事務所・防災危機管	緊急を要するもの
即 報	②災害に対してとった措置	理課	であるので昼夜間
	の状況		を問わず電話電
	③県等に対する応援要求	①②③④のいずれかが判明次第、直ち	報、無線等を利用
	④被害の概要 (判定基準 (即	K	して報告するこ
	報用) 以上のもの)		と。
	※様式第0号による		

速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→県央県土整備事務所→防災危機管 理課 概況が判明次第、随時 ただし、県央県土整備事務所が行う集 計確認の時期については、被害の発生 状況により消防防災課より別途指示す るものとする。	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号〜様式第 23号による	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課 被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告 は13時まで、関係課が行う県計報告は、 14時までに行う。	被害等の状況は諸 応急対策の決定等 のもとになるもの であるため、関係 課等は迅速に被害 等の収集ができる よう平素から体制 を整えておくもの とする。
確定報告	日 上	町・県出先機関→関係課→防災危機管 理課 災害に対する応急措置を完了した後20 日以内に報告	災害復旧計画等の もとになるので正 確を期すること。
災害対策 本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町・県央県土整備事務所・県関係課→ 防災危機管理課	
被害地点報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管 理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ライフライン	電気、エルピーガス、電信 電話、下水道、簡易水道被 害の状況	町・県関係課→防災危機管理課 販売事業者→エルピーガス協会→消防 総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積20ヘクタール 以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

(注)上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

エ 報告様式及び様式別報告系統

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第2節 災害情報の収集・伝達 参照)

第3節 災害広報

震災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急 対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町は、防災関係機関と連携し、通信手段の 確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、在宅での避難者、応急 仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を 行うものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、 所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を 提供する際に活用する媒体に配慮する。

施策体系図



1 広報内容

- (1) 地震発生直後の広報
 - ア 地震に関する情報(地震の規模、震度等の概要、大地震後の地震活動の見通し等今後の 地震への警戒)
 - イ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等
- (2) 地震による被害発生時の広報
 - ア 災害発生状況 (死傷者数、倒壊家屋数、出火件数等の人命に係る概括的被害状況)
 - イ 災害応急対策の状況(地区ごとの取組状況等)
 - ウ 道路交通状況(道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等)
 - エ 電気・ガス・下水道・電話等ライフライン施設の被災状況(途絶箇所、復旧状況等)
 - オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - カ 応急危険度判定体制設置の状況(必要性と要請方法)
- (3) 応急復旧活動段階の広報
 - ア 被害発生状況(人的被害、住家被害等市町村より報告された被害状況の集計値)
 - イ 安否情報及びその確認方法(市町村ごとの被災者数等。災害用伝言サービス等の案内)

- ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品等の供給状況(被災市町村・町民への支援内容等)
- エ その他生活に密着した情報(県による被災者相談窓口の開設、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな県全域にわたる情報等)
- オ 橋梁等公共土木施設等の被災状況、復旧状況
- (4) 支援受入れに関する広報
 - ア 各種ボランティア情報 (ニーズ把握、受入れ・派遣情報等)
 - イ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報
- (5) 被災者に対する広報 町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- (6) その他の必要事項 安否情報等についての災害用伝言サービスの案内・利用呼びかけ、被災者生活支援に関す る情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報等

2 広報の方法

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第3節 災害広報 参照)

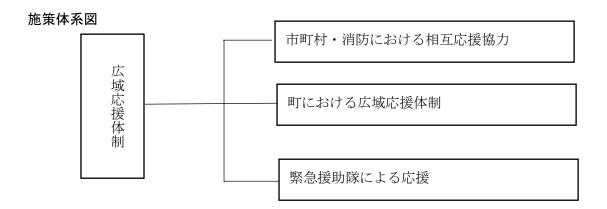
3 住民等からの問い合わせに対する対応

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第3節 災害広報 参照)

第4節 広域応援体制

大規模地震災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て広域的な応援体制を迅速に構築し、災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、 災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・ 充実していく。

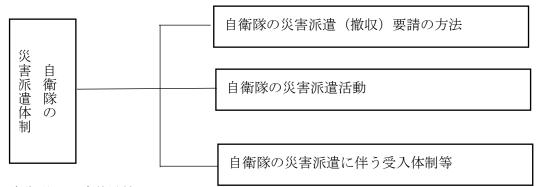


- 1 市町村相互の応援
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)
- 2 県内消防本部の応援
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)
- 3 自主防災組織との協力体制
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第4節 広域応援体制の確立 参照)

第5節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定に基づき、行うこととなるが、派遣要請に当たっては、公共性・緊急性・非代替性の3つの災害派遣原則に鑑み、町は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう的確な情報提供に努める

施策体系図



1 自衛隊の派遣基準等

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

2 派遣の要請方法

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

3 知事に対する災害派遣要請の要求

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

4 活動の内容

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

5 派遣部隊の受入体制の整備

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

6 使用資器材の準備

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

7 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

8 派遣部隊の撤収要請

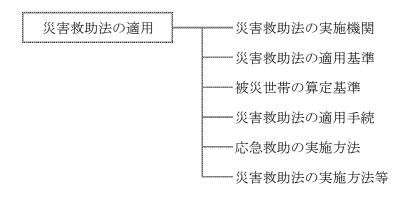
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

9 経費の負担

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第5節 自衛隊の災害派遣要請 参照)

第6節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、町域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。



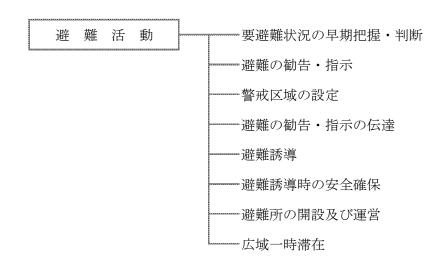
- 1 災害救助法の実施機関
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 2 災害救助法の適用基準
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 3 被災世帯の算定基準
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 4 災害救助法の適用手続
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 5 応急救助の実施方法
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)
- 6 災害救助法の実施方法等
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第6節 災害救助法の適用 参照)

第7節 避難活動

大規模地震発生時においては、火災、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者について十分考慮する。

避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、 その立ち上げを支援するものとする。

施策体系図



1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難 のための立退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者 が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、 常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避 難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集 を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

ア 火災、危険物等の漏洩からの避難

地震災害時には、同時多発火災による延焼危険、又は危険物等の流出拡散危険が予測される場合に避難が想定されるが、町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

イ 浸水、土砂災害からの避難

地震災害時には、ダム、護岸、農業用ため池の決壊等による浸水、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所等における土砂災害の危険が予測される場合に避難が想定されるが、 町は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて、避難の必要性を判断し、 混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

2 避難の指示

(1) 避難の指示権者及び時期

地震災害時に同時多発火災が拡大延焼し危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流 出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から 保護するため必要とする場合に発する。

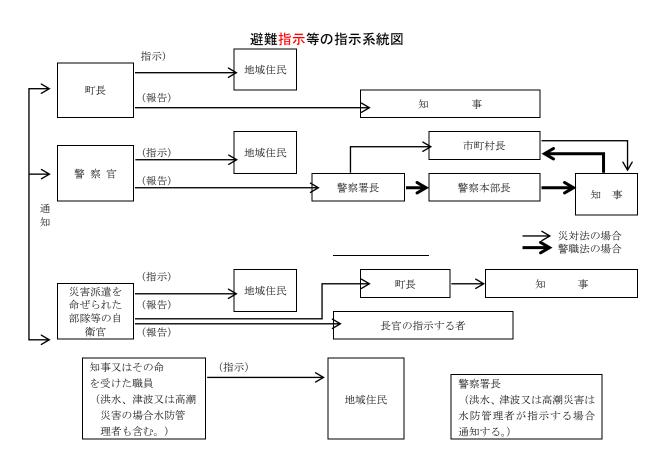
避難の指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町(受けては、受けて、受けて、受け、関係をも、関係をを、関係を、関係を、関係を、関係を、関係を、関係を、関係を、関係を、関係	災対法 第60条 第1項、 第2項、第 3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、の他災害の他災害の地方を必要があると認めるき。 ・急を要すると認めるとき。	必る住者、その他の 者	立退きの指示 「 <mark>緊急安全確</mark> 保」の指示 立退き先の指 示	県知事に報告 (窓口は防 災危機管 理課)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合 において、当該災害 により町がその全部 又は大部分の事務を 行うことができなく なった場合	同 上	同 上	事務代行の公示

表 1 避難の指示権者及び時期表

警察官	災対法条第2 項 警察執行条 第4条	全災害 ・町長が避難のため立 退きを指示すること ができないと警察官 が認めるとき又は 長から要求があった とき。 ・危険な事態がある場合において、特に急	必要と域、滞他の と域、不他の をそれ者 たるある。	立退きの指示 「 <mark>緊急安全確</mark> 保」の指示 警告、避難の 措置(特に急 をする場	災対法第61 条には、 日に通知 長に通知事に 報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受け るおそれの ある者	警告、避難についます。 いで変にない。 ないのである。 は、というでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	警察官職務 執行法第4 条の規程の 準用
知 (その命 を受けた 県職員)	地すべり 等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫し ていると認められる とき。	必要と認め る区域内の 居住者	立退くべきこ とを指示	その区域を 管轄長に通 察署長に通 知
知 事 (その命を受けた県職員)水防管理者	水防法 第29条	洪水による災害 ・河川等のはん濫によ り著しい危険が切迫 していると認められ るとき。	同 上	同 上	同 上



(2) 避難の指示の内容及びその周知

ア 避難の指示の内容

避難の指示をする場合、町長等は、次の内容を明示する。

- (ア) 避難の指示の理由 (差し迫った具体的な危険予想)
- (4) 避難対象地域
- (ウ) 避難先
- (工) 避難経路
- (オ) 避難行動における注意事項 (携帯品、服装)
- (カ) 出火防止の措置
- (キ) 電気(配電盤)の遮断措置(ブレーカーを落とす。)
- (ク) その他必要な事項

イ 住民への周知

地域住民等に対して、無線放送、広報車、サイレン等を使用し、又は報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

(3) 避難指示の伝達方法

ア 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- (ア) 避難すべき理由(危険の状況)
- (イ) 避難経路及び避難先
- (ウ) 避難先の給食及び救助措置
- (エ) 避難後における財産保護の措置
- (オ) その他必要な事項

イ 避難対策の通報・報告

- (7) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- (4) 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県(防災部危機管理課(県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部)) に報告しなければならない。
- (ウ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。
- (エ) 町は、避難措置の実施に関し本計画に、次の事項を定めておく。
 - a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
 - b 避難措置を実施する区域別責任者
 - c 避難の伝達方法
 - d 地域ごとの避難場所及び避難方法
 - e その他の避難措置上必要な事項

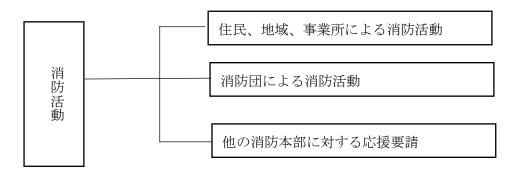
3 警戒区域の設定

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)

- 4 避難の指示の伝達
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)
- 5 避難誘導
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)
- 6 避難誘導時の安全確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)
- 7 指定避難所及び避難場所開設及び運営
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)
- 8 広域避難 ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第7節 避難活動 参照)

第8節 消防活動

地震火災は、地震による被害のうち、その時の条件によって極めて大きな被害をもたらす。地震 火災による被害をできるだけ少なくするため、消防機関は、全機能をあげて応急対策に取り組む。

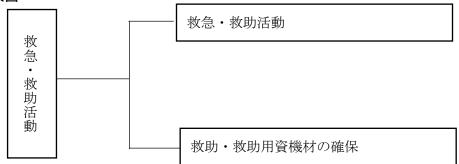


- 1 住民、地域、事業所による消防活動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)
- 2 消防団による消火活動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)
- 3 他の消防本部に対する応援要請
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第8節 消防活動 参照)

第9節 救急・救助活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等により多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

施策体系図



1 実施体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第9節 消防活動 参照)

2 惨事ストレス対策

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第9節 消防活動 参照)

3 救急・救助用装備・資機材の調達

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第9節 消防活動 参照)

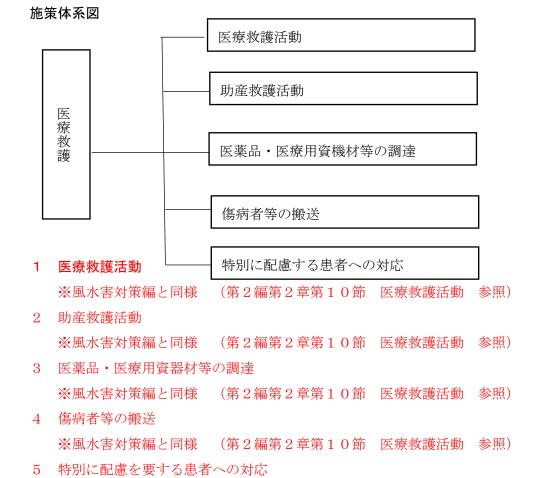
第 10 節 医療救護活動

地震災害時には、多数の傷病者が町内各所で同時多発して一時に医療機関に集中し、また、医療機関も被害を受けることも考えられる。被災者の万全の救護を期するには、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備や医薬品・資器材の確保についての計画が必要である。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能ま ひが長期化した場合に対し、被災者の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相 談やメンタルケア等を実施していく。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D PAT実施要領」による。

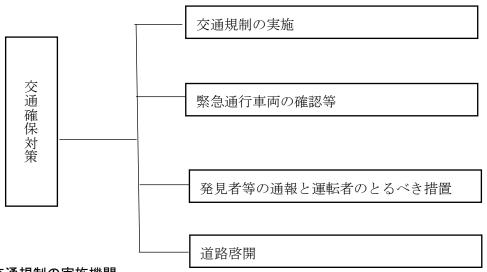


※風水害対策編と同様 (第2編第2章第10節 医療救護活動 参照)

第 11 節 交通確保対策

震災時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を 円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

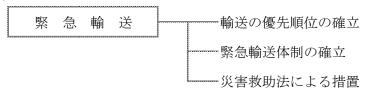
また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。



- 1 交通規制の実施機関
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)
- 2 交通規制の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)
- 3 発見者等の通報と運転者のとるべき行動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)
- 4 道路啓開
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)
- 5 緊急通行車両の確認等
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第11節 交通確保対策 参照)

第12節 緊急輸送

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを 原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各 段階に応じて迅速、的確に行う。

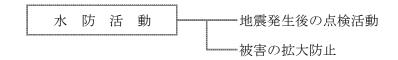


- 1 輸送の優先順位の確立
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第12節 緊急輸送 参照)
- 2 緊急輸送手段の確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第12節 緊急輸送 参照)
- 3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第12節 緊急輸送 参照)

第 13 節 水防活動

町は、防災関係機関と連携し、地震後の施設の損壊及び地盤沈下による浸水や土砂災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

施策体系図



1 地震発生後の点検活動

(1) 河川等の点検、警戒活動

町は、地震発生後直ちに管理する施設の点検を実施し、対策の必要性を検討し、必要に応じて対策を講ずる。

許可工作物の管理者に対しても施設の点検報告を求め、安全性を確認する。

(2) 水門及び樋門の操作

水門、樋門は地震による沈下・変形等により開閉操作が円滑に行われない場合が想定できる。このため、各施設の管理者は開閉の点検を行う。

(3) ため池の点検

町は、町域において震度4以上の地震が発生した場合、以下フロー図にある「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいて緊急点検を行い、県に報告する。

対策については、点検の結果に応じて適正な措置を講ずる。

2 被害の拡大防止

を講ずる。

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 河川堤防等の決壊等による出水防止措置 河川堤防等の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置

(2) 河川施設等の早期復旧

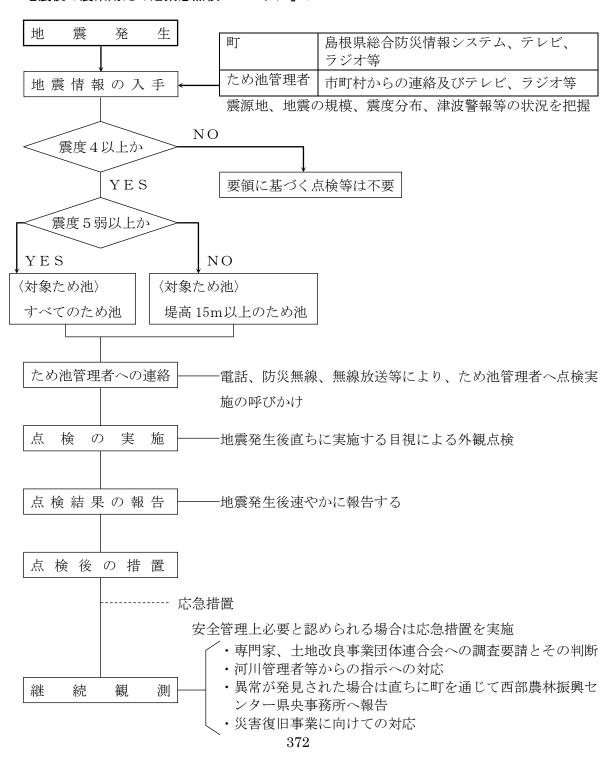
そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設等については、関係業者 等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(3) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立ち退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オーその他

「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」フロー



第 14 節 土砂災害対策

地震発生時において、土砂災害の発生が予想される場合、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する。



- 1 危険箇所周辺の警戒監視・通報
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 緊急輸送 参照)
- 2 土砂災害等による被害の拡大防止
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 緊急輸送 参照)
- 3 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 緊急輸送 参照)

第15節 施設等の応急対策

応急対策活動上重要な社会公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、地震 災害発生時の応急対策活動においても重要な役割を果たす。

このため、町は施設管理者、県及び防災関係機関と協力し、これらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

施策体系図



1 社会公共施設の応急対策

社会公共施設の応急対策は、震災後の利用者の安全確保や住民生活及び社会・経済活動の確保の面からも迅速に行う必要がある。そのため、施設管理者は、地震発生後施設の被害状況を速やかに把握し、それらに対応した応急対策計画を策定し、実施する。

町は、各社会公共施設の管理者に対し、災害発生時には、施設の機能及び人命の安全確保が 図られるとともに、自主的な災害活動により被害の軽減、及び震災後における災害復旧が順調 に行われるよう以下のような措置を講ずるよう指導する。

- (1) 避難対策については、特に綿密な計画をたて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 指定避難所になった場所は、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 施設入居者の人命救助を第一とする。

2 建築物の応急対策

(1) 応急対策実施制度の設置

建築物に関する被害の把握や応急対策を迅速に実施するため、明確な応急対策実施体制を確立するとともに、西部県民センターの建築担当部署と密接な連係をとり、応急対策活動にあたる。

(2) 応急活動拠点等の被災状況調査と応急補修

町が管理する防災上重要な建築物の被害状況を調査し、被災によって機能上支障が生じた 場合や仕上げ材等の落下のおそれがある場合は、速やかに応急補修を行う。ただし、町に建 築技術職員がいないか人数が少ないため、調査や補修の検討を行うことが困難な場合は、県 に支援を要請することができる。

(3) 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物の余震による倒壊や、部材等の落下による二次災害の発生を防止し、住民の安全の確保を図るため応急危険度判定を実施する。

地震発生後速やかに建築物被害の状況を把握し、応急危険度判定を行う必要があると認めた場合は県に実施を要請するとともに、住民に応急危険度判定実施について広報する。

危険度判定の実施にあたっては、県と連絡を密にし、判定業務の執行に協力する。また、 判定によって、建物の使用を制限する必要がある場合は、建築物の管理者や使用者に十分な 説明を行い、二次災害の発生を防止する。

(4) 応急対策業務への応援要請

町は、被災者のための相談所を設置する場合や建築物に関する災害対策を実施する場合に 建築技術者等の専門家が必要であるときは、県に建築技術者等の派遣や業務の支援を要請す ることができる。

3 宅地の応急対策

- (1) 地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。
- (2) 判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な 説明をし、二次被害の発生を防止する。

4 農作物、家畜及び関連施設の応急対策

(1) 被害状況の報告

町は、地震が発生した場合、農作物等の被害状況を<mark>西部農林振興センター県央事務所</mark>に報告する。

- (2) 地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を西部農林振興センター 県央事務所に報告するとともに、関係機関と一体となって家畜の防疫及び飼料確保対策等を実 施する。
 - ア 家畜伝染病の発生及びまん延の防止

県の指示に従い、薬剤散布等、家畜伝染病の発生及びまん延の防止に努める。

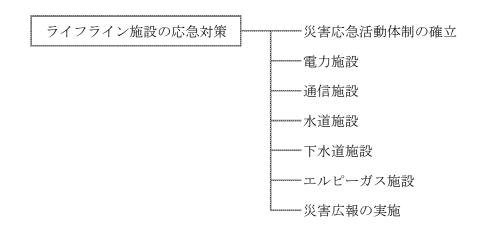
イ 飼料等確保対策

被災地における家畜飼料を確保するため、飼料販売業者に対し、必要数量の供給について協力要請を行う。また、搾乳事業者と連携し、震災時における集乳路線の確保を行う。

第16節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

施策体系図



1 災害応急活動体制の確立

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

2 電力施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

3 通信施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

4 水道施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第15節 ライフライン施設の応急対策 参照)

5 下水道施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

6 エルピーガス施設

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

7 災害広報の実施

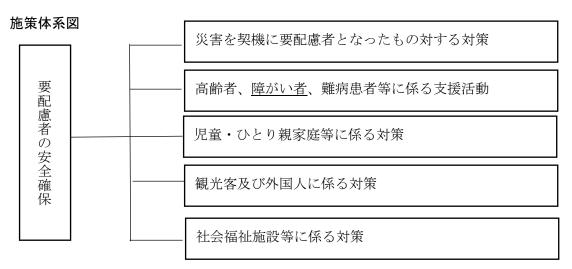
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第14節 ライフライン施設の応急対策 参照)

第17節 要配慮者の安全確保

震災時においては、避難行動要支援者や高齢者、病弱者(難病患者を含む。)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に災害を契機に新たに要配慮者となったものについては、早急にその実態の把握が必要となる。

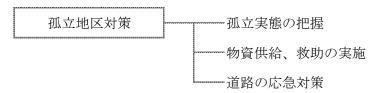
このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進し、要配慮者等が 避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携 した支援方策を図る。



- 1 要配慮者に対する対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照)
- 2 社会福祉施設等に係る対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照)
- 3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照)
- 4 児童・ひとり親家庭等に係る対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照)
- 5 観光客及び外国人に係る対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第16節 要配慮者の安全確保 参照)

第 18 節 孤立地区対策

地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに 被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。



- 1 孤立実態の把握
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第17節 孤立地区対策 参照)
- 2 物資供給、救助の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第17節 孤立地区対策 参照)
- 3 道路の応急対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第17節 孤立地区対策 参照)

第19節 飲料水の供給

震災時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保 が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、町において実施できないときは、協力要請をし、給水活動を実施する。指定避難所や 病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災 害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

施策体系図



1 給水の実施

※風水害対策編と同様 (第2編第2章第18節 飲料水の供給 参照)

2 給水の方法

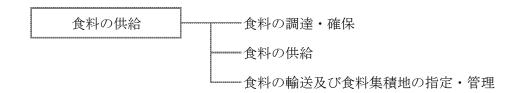
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第18節 飲料水の供給 参照)

第20節 食料の供給

震災時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。



- 1 食料の調達・確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第19節 食料の供給 参照)
- 2 食料の供給
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第19節 食料の供給 参照)
- 3 食料の輸送及び食料集積地の指定・管理
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第19節 食料の供給 参照)

第21節 生活必需品の供給

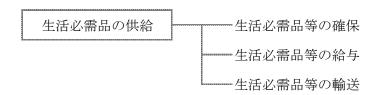
震災時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生することが考えられる。また、避難生活が長期化した場合、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

このため、衣料、寝具、燃料、その他生活必需品等、時間の経過とともに変化することを踏ま え、時宜を得た物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮するものとする。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

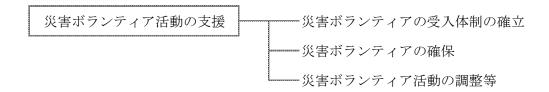


- 1 生活必需品等の確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)
- 2 生活必需品等の給与
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)
- 3 生活必需品等の輸送
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第20節 生活必需品の供給 参照)

第22節 災害ボランティア活動の支援

大規模地震災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。町は、災害救援ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図るとともに、町災害救援ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制について検討を行い、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

また、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害ボランティア活動ニーズの把握、ボランティアの受付、登録、派遣調整など、受入体制を確立し、活動を支援する。



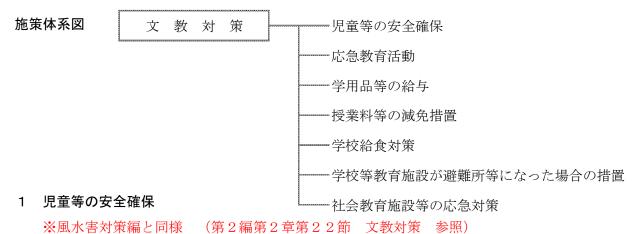
- 1 災害ボランティアの受入体制の確立
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照)
- 2 災害ボランティアの確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照)
- 3 災害ボランティア活動の調整等
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第21節 災害ボランティア活動の支援 参照)

第23節 文教対策

公立の小学校、中学校、高等学校、教育施設(以下「学校等」という。)での防災体制・応急 教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒(以下「児童等」という。)や施 設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

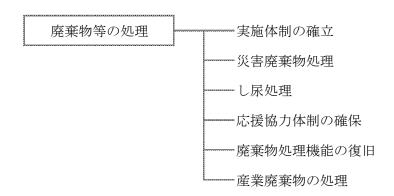
県及び町においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教 対策に関する計画を作成し、災害時にその計画に基づいて対策を実施する。



- 2 応急対策の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 3 応急教育の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 4 学用品の調達及び支給
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 5 授業料等の減免措置
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 6 学校給食対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 7 学校等教育施設が指定避難所等になった場合の措置(教育班)
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)
- 8 社会教育施設等の応急対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第22節 文教対策 参照)

第24節 廃棄物等の処理

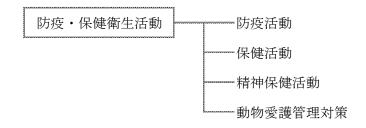
被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び 処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。



- 1 実施体制の確立
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)
- 2 災害廃棄物処理
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)
- 3 し尿処理
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)
- 4 応援協力体制の確保
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)
- 5 廃棄物処理機能の復旧
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)
- 6 産業廃棄物の処理
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第23節 廃棄物等の処理 参照)

第 25 節 防疫·保健衛生活動

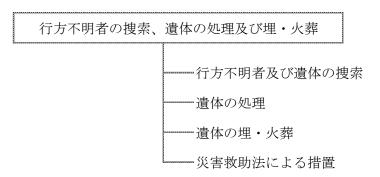
地震災害発生時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の 低下等の悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未 然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。



- 1 防疫活動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)
- 2 保健活動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)
- 3 精神保健活動
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)
- 4 動物愛護管理対策
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第24節 防疫・保健衛生活動 参照)

第26節 遺体対策

地震災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・ 火葬を実施し、人心の安定を図る。

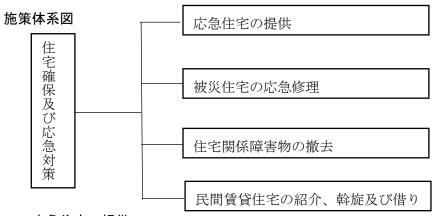


- 1 行方不明者及び遺体の捜索
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)
- 2 遺体の収容等
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)
- 3 遺体の埋・火葬
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)
- 4 災害救助法による措置
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第25節 遺体対策 参照)

第27節 住宅の確保及び応急対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理 又は応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。



1 応急住宅の提供

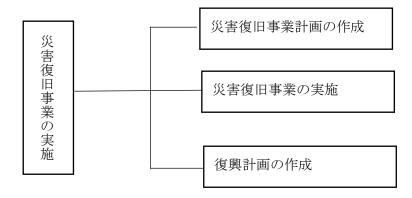
※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

- 2 被災住宅の応急修理
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)
- 3 住宅関係障害物の除去
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)
- 4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第2章第26節 住宅確保及び応急対策 参照)

第1節 震災復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

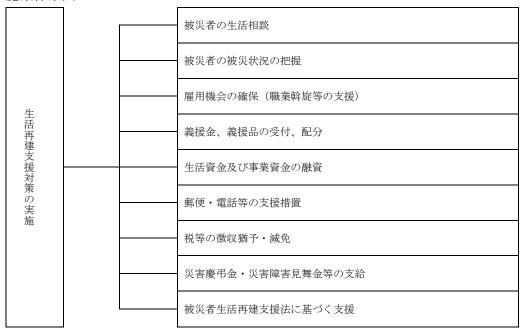
震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に、災害に強いまちづくりを進めるための復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて要配慮者(障がい者、高齢者等)の参画も促進するものとする。



- 1 事業計画の作成方針の検討
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照)
- 2 災害復旧事業の実施
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照)
- 3 復興計画の作成
 - ※風水害対策編と同様 (第2編第3章第1節 災害復旧事業の実施 参照)

第2節 生活再建等支援対策の実施

地震災害時に多くの人々がり災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的 傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被 災者の生活再建のための支援施対策を講ずる。



- 1 被災者の生活相談
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 2 被災者の被災状況の把握
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 3 雇用機会の確保
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 4 義援金、義援品の受付、配分
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 5 生活資金及び事業資金の融資
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 6 郵便・電話等の支援措
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 7 税等の徴収猶予、減免
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

- ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)
- 9 被災者生活再建支援法に基づく支援
 - ※風水害対策編と同様第2編第3章第2節 生活再建等支援対策の実施 参照)

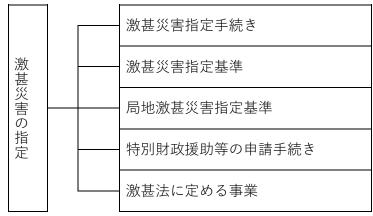
第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」は著しく激甚である災害が発生 した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置 について定めている。

大規模な災害が発生した場合、町としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」 による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

施策体系図



1 激甚災害指定の手続

※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)

2 激甚災害指定基準

※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)

3 局地激甚災害指定基準

※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)

4 特別財政援助等の申請手続等

※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)

5 激甚法に定める事業

※風水害対策編と同様第2編第3章第3節 激甚災害の指定 参照)